

生計維持者の扶養する「子ども」の数の申告書

生計維持者の扶養する「子ども」の数について、以下のとおり申告します。

氏名	
学籍番号	
生計維持者が2022年12月31日時点で扶養していた「子ども」の数	_____人

※子どもの数は「3人以上」である必要があります。2人以下である場合は、要件を満たさないため、対象ではありません。

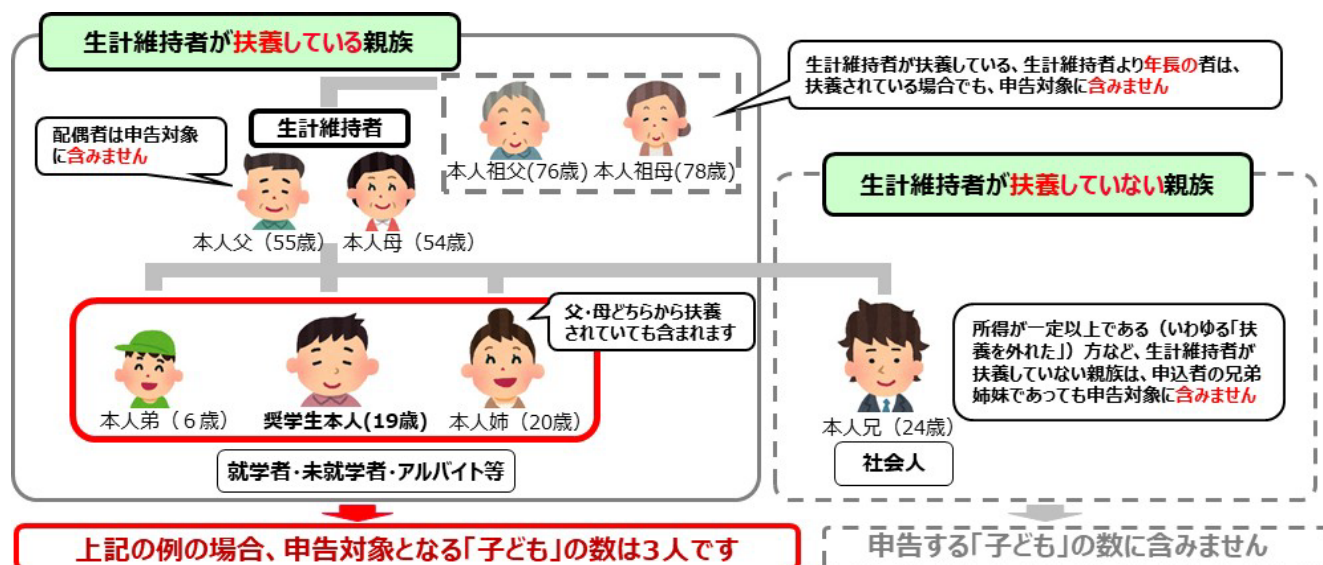
申告対象となる扶養する「子ども」の範囲について

【申告対象の考え方】

申告対象となる扶養する「子ども」の範囲は、生計維持者2名（原則、申込者の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、扶養している生計維持者よりも**年長でない**人や生計維持者の尊属でない人となります。（生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。）

この申告は、給付奨学金の多子世帯に該当するかどうかの判定に利用されます。

※**住民税の扶養親族とは**、今回は2022年の12月31日時点で扶養している親族として税の年末調整、確定申告又は所得税申告で申告し、対象となった方をいいます。扶養親族になるには、年齢や学生であるかどうかは関係しません。この情報は2023年度（令和5年度）の住民税の情報に反映されています。税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含みます。



申告対象となる生計維持者の扶養する「子ども」の数の確認方法と数え方

手順 1. 生計維持者の扶養親族の数を確認します。

複数の確認方法がありますので、いずれかでご確認ください。確認の際は対象となる年にご注意ください（最新のもののが適切であるとは限りません）。※確認書類（（1）～（4））の提出は不要です。

(1) 令和5年度住民税決定(変更)通知書 または
令和5年度住民税の特別徴収税額決定(変更)通知書

(2) マイナポータルで確認できる
令和5年度地方税情報
(マイナンバーカード及び読取用端末が必要です)

(3) 令和5年度住民税課税証明書

「特定」「老人」「16歳未満」「その他」の数の合計です。
(「その他」は「一般」と記載されることがあります。「同老」は数えません。)

(4) 令和4年分 給与所得の源泉徴収票

「控除対象扶養親族」と「16歳未満の扶養親族」の人数の合計です。

【例】前ページの例だと **5人**

※ それぞれの様式は、発行する自治体やお勤め先等により異なることがあります。

手順 2. 扶養親族の数から、扶養している生計維持者よりも年長の方や生計維持者の尊属の方の数を差し引きます。(扶養していない方の数は差し引く必要はありません。)

生計維持者が扶養している
(=「税の扶養に入れている」)
生計維持者の父母 (※)
→人数から差し引いてください。
※生計維持者の尊属であるため。

【例】前ページの例だと
5人-2人=3人を申告

● 誰を扶養しているかが不明な場合は、令和4年（2022年）分の「源泉徴収票」又は「同年分の確定申告書」の写しをご確認ください。

「控除対象扶養親族」や「16歳未満扶養親族」の欄に書かれている方が、扶養親族です。

手順 3. 生計維持者が2人の場合、手順1～2を2人分言い、合計します（1人の場合はそのまま）。その数を申告してください。